

「中能登町新型インフルエンザ等対策行動計画」改定案の概要について

1. 計画の概要について

| | |
|-----------|--|
| 根拠法 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号。以下「特措法」という。) |
| 位置づけ | 特措法第8条の規定に基づく新型インフルエンザ等対策の実施に関する中能登町の行動計画 |
| 目的 | 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する 2. 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする |
| 主な記載内容 | ・新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 ・各対策項目における発生段階ごとの対策の内容 |
| 参考とする計画 | ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月2日 閣議決定) ・石川県新型インフルエンザ等対策行動計画(令和7年3月) |
| 対象となる 感染症 | 感染症法第6条第7項から第9項までに規定する、以下①～③のもの ① 新型インフルエンザ等感染症 (新型インフルエンザ、再興型インフルエザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症) ② 指定感染症 (当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの) ③ 新感染症 (全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの) |
| 計画の期間 | 令和8年度から (おおむね6年ごとの政府行動計画の改定を踏まえて町行動計画を改定) |

2. 計画のポイントについて

| | |
|-------------------|--|
| 平時の準備の充実 | 国や県、関係機関等と連携し、平時から実効性のある訓練を定期的実施し、不断に点検・改善 |
| 有事のシナリオの再整理 | 新型インフルエンザ・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期に渡る複数の波が来ることも想定して対策を整理 |
| 対策時期の区分けに応じた対策の充実 | 対策時期を3期「準備期」、「初動期」、「対応期(4区分)」に分類し、対応期について幅広いシナリオに対応できるよう区分 |
| 対策項目の充実 | 町行動計画は、既存の6項目を7項目に整理し拡充 (新型コロナ対応で課題となった項目を中心に充実) |

中能登町新型インフルエンザ等対策行動計画における発生段階ごとの対策の概要

| | | 準備期 | 初動期 | 対応期 | | | |
|------------------------|---|--|---|--|----------------|-----------------------|--|
| 項目 | 主な対策 | 新型インフルエンザ等が発生する以前まで | 新型インフルエンザ等の発生を探知以降～政府対策本部・県対策本部の設置まで | 国内発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 | 病原体の性状等に対応する時期 | ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 | 特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期 |
| ① 実施体制 | ①中能登町新型インフルエンザ等連絡会議開催 | ・府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施 | ・町連絡会議を開催し、情報の集約・共有等、発生時に備えた準備を進める | | | | |
| | ②中能登町新型インフルエンザ等対策本部設置 | ・町行動計画・業務継続計画の改定や体制整備・強化 ・関係機関との平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施 | ・政府対策本部設置→県対策本部設置→必要に応じて、中能登町対策本部設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める ・対策に必要な人員体制の強化 ・対策に必要な予算確保の準備 | ・緊急事態宣言→中能登町対策本部の設置 ・基本的対処方針の内容を踏まえた対策の実施 ・職員の派遣・応援への対応 ・対策に必要な予算確保 | | | ・緊急事態解除宣言→町対策本部の廃止 |
| ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ①利用可能なあらゆる媒体を用いて理解しやすい内容で迅速に情報提供 | ・町民への感染症に関する情報提供・共有（基本的な感染症対策・個人レベルの感染対策・集団感染対策の普及） ・発生時における情報提供・共有体制の整備等 | ・迅速かつ体系的な情報提供・共有、様々な対象への理解しやすい情報提供 ・科学的根拠等に基づく情報提供・対応（発生状況や感染防止対策等の全体像、偏見・差別、偽・誤情報等の啓発等） ・個人レベルでの感染予防策、感染拡大防止策等について情報提供 | ・初動期の対応を継続 ・科学的根拠等に基づく説明（対策の変更点等の情報提供・共有） ・個人レベルでの感染拡大防止と行動変容に資する啓発を進め冷静な対応を促す | | | ・感染症対策の見直し等の丁寧な情報提供・共有 |
| | ②町民からの問い合わせに対応できる相談窓口設置 | ・双方向のコミュニケーションの体制整備の準備や取組の推進（相談窓口の設置の準備） | ・双方向のコミュニケーションの実施（相談窓口の設置） | ・相談窓口の継続・強化 | | | ・相談窓口・広報体制の縮小 |
| ③ まん延防止 | ①特措法による、まん延防止等重点措置・緊急事態措置の適用による対策実施 | ・発生時の対策強化に向けた町民や関係機関への理解促進を図る | ・町内でのまん延防止対策の準備 ・業務継続計画に基づく対応の準備 ・町民等に対し、基本的な感染対策の勧奨（換気、手洗い、咳エチケット等） | ・時期に応じたまん延防止対策の実施 ・国等が発出する対策の方針の見直しに基づき、適切に対策を実施 ・不要不急の外出自粛要請に対する協力 ・町民等に対する基本的な感染対策（換気、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける取組等）の勧奨 ・施設等（学校や多数の者が利用する施設）の使用制限の対応 ・公共交通機関、施設等（病院、高齢者施設、学校、保育施設等）に対しての感染対策の強化 ・学校における臨時休業等の検討、対応 | | | ・県と連携しまん延防止対策の評価を行い、病原体変異や次の感染症危機に備え対策の改善を行う |
| ④ ワクチン | ①特定接種の実施（新型インフルエンザ等対策に携わる町職員等のワクチン接種実施） | ・ワクチンの流通体制の確認 | ・国や県の方針等を踏まえた接種体制の構築、特定接種の準備 | ・地方公務員（町職員等）に対する特定接種の実施 | | | |
| | ②住民接種の実施（原則として集団的接種による住民対象のワクチン接種実施） | ・接種体制の構築（医師会等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等の確保等の検討） | ・国や県の方針等を踏まえた接種体制の構築、住民接種の準備 | ・住民接種の準備・実施 ・接種体制の確保・拡充 ・情報提供・共有（予防接種に係る情報（接種日程、会場、健康被害制度等）の周知） | | | |
| ⑤ 保健 | ①研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 | ・人材育成のための研修や訓練を実施（有事を想定した業務内容に対応できる体制準備） | ・有事体制への移行準備 ・町民への情報提供・共有（有症状者等の相談センター等） | ・有事体制への移行 ・有症状者等の相談センターの周知 ・県が実施する健康観察に協力 ・県が実施する食事の提供等の日常生活に必要なサービスの提供や物品支給に協力 | | | |
| ⑥ 物資 | ①感染症対策物資等及び資材の確保 | ・感染対策物資等の備蓄、定期的に状況確認 ・社会福祉施設へ可能な限り備蓄に努めるよう呼びかける | ・感染対策物資等の備蓄状況の確認 ・感染対策物資等の配付、配置状況の確認 | | | | |
| ⑦ 町民生活・町民経済の安定の確保 | ①支援の実施に係る仕組みの整備 | ・発生時の支援実施の行政手続や支援金等の給付・交付等、DX等の仕組みの整備 | ・生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和する支援の検討・実施 | | | | |
| | ②町民生活・経済の安定の確保 | ・必要な食料品や生活必需品等の備蓄 ・事業者や町民にマスクや衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の勧奨 ・要配慮者等への生活支援の準備 | ・事業継続に向けた準備等の周知（事業者へ従業員の健康管理、職場の感染拡大防止対策等の県の要請に協力） ・生活関連物資等の安定供給に関する町民、事業者への呼びかけ | ・心身への影響に関する対応（メンタル、孤独・孤立、フレイル、こどもの発達発達等） ・要配慮者等への生活支援、搬送、死亡時の対応 ・学校の臨時休業の要請等に対する、教育の継続への支援 ・生活関連物資等の価格の安定及び適切な供給への対応 ・休業要請等の影響を受けた事業者への財政上の支援 ・水の安定的かつ適切な供給 | | | |
| | ③火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備 | ・火葬体制の構築（火葬施設等の把握・検討） | ・火葬能力の限界に備え、遺体安置施設の確保準備 | ・火葬場の稼働 ・遺体安置施設の確保 ・埋火葬の特例に基づく手続きの実施 | | | |